

佐賀県農薬指導士認定事業実施要領

農 普 第 9 8 6 号

昭和63年1月18日

(最終改正：令和2年11月13日)

第1 趣 旨

本事業は、農薬使用者に直接接する農薬販売者及び農薬による防除を専門とする者及びゴルフ場において防除業務に従事する者並びに農薬使用者に対して指導する立場である者等（以下「農薬取扱業者等」という。）に対して、知事が農薬に関する専門的な研修を実施するとともに試験を課し、その合格者を農薬指導士として認定することにより、農薬取扱業者等の資質の向上を図り、もって農薬の安全使用の推進に資することを目的とする。

第2 事業の実施

1 農薬指導士の任務

農薬指導士は、農薬の販売業務や防除業務、農薬使用に係る指導業務に当たり、農薬使用者に対し、農薬取締法（昭和23年、法律第82号）その他農薬に関連する法令を遵守するとともに、次に掲げる事項の徹底を図るよう指導するものとする。

- (1) 農薬の特性を踏まえた適正な使用
- (2) 農薬使用に伴う人畜に対する危被害及び環境汚染の防止
- (3) 農薬取締法第24条に規定する使用を禁止された農薬の遵守
- (4) 農薬取締法第25条に規定する農薬の使用基準の遵守
- (5) 農薬取締法第26条に規定する指定を受けた農薬の安全使用
- (6) 農薬の適正な保管・管理
- (7) 毒物及び劇物取締法（昭和25年、法律第303号）により毒物又は劇物の指定を受けた農薬の適正な取り扱い及び安全使用
- (8) 事故例が多く特に注意を必要とする農薬の安全使用
- (9) 県が定めた病虫害防除・雑草防除のてびきを基本とした効率的な防除
- (10) その他農薬の安全使用に関する事項で知事が必要と認めるもの

2 農薬指導士の認定等

(1) 研修の実施

ア 知事は、農薬指導士の認定を受けようとする農薬取扱業者等に対して農薬指導士養成研修（以下「養成研修」という。）を、農薬指導士の認定期間が満了する農薬取扱業者等で認定期間を更新しようとする者に対して農薬指導士更新研修（以下「更新研修」という）を実施するものとする。なお、認定期間満了後1年以内の者も更新研修を受けることができるものとする。

イ 受講資格は、次の（ア）、（イ）、（ウ）のとおりとする。

（ア）養成研修にあっては、現に勤務している事業所が佐賀県内にあり、次の①～④の条件のいずれかに該当する者等とし、更新研修にあっては、農薬指導士で認定期間を更新しよ

うとする者とする。

- ① 満20歳以上の農薬販売者又はその従業員で現に農薬の販売業務に従事している者のうち、実務経験が概ね2年以上ある者
- ② 満20歳以上の防除業者又はその従業員で現に防除業務に従事している者のうち、実務経験が概ね2年以上の者
- ③ 満20歳以上のゴルフ場従業員等で、現に防除業務に従事している者のうち、実務経験が概ね2年以上の者
- ④ 満20歳以上で、農薬使用者に対して指導する立場である者のうち、実務経験が概ね2年以上の者

(イ) 受講者については、自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

a 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

b 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

c 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

d 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

e 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

f 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

g 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(ウ) (イ)のbからgまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

ウ 研修の受講申請

研修の受講を希望する者は、養成研修にあつては、別記様式第1号の申請書に所定事項を記載のうえ履歴書を添えて、更新研修にあつては、別記様式第2号の申請書に所定事項を記載のうえ、知事に受講の申請をするものとする。

エ 研修のカリキュラム

研修のカリキュラムについては、養成研修にあつては別表1、更新研修にあつては別表2の内容を標準として策定する。

(2) 農薬指導士認定試験の実施

ア 試験の実施

知事は、(2)の養成研修の修了者を対象として、農薬などの専門的な知識等に関する修得の度合を判定するために農薬指導士認定試験（以下「試験」という。）を実施する。

イ 試験項目等

試験問題は、試験項目、判定基準、出題要領及び配点について、別表3を標準として策定する。

ウ 試験時間及び採点等

試験時間は、概ね1時間程度とし、採点は100点満点で行い、70点以上の者を合格とする。

(3) 農薬指導士の認定及びその更新

ア 農薬指導士の認定

- ① 知事は、試験の結果に基づいて合格者を決定し、これを農薬指導士として認定するものとする。
- ② 農薬指導士の認定期間は3年間とする。
- ③ 知事は、認定期間が満了した農薬指導士が(1)の更新研修を受講した場合には、認定資格を更新するものとする。

イ 認定証の交付、再交付及び返納

- ① 知事は、アの①により農薬指導士として認定した者に対して別記様式第3号に定める認定証を交付するものとする。
- ② 認定証を紛失又は汚損した農薬指導士は、知事に別記様式第4号によりその旨を届け出て認定証の再交付を申請することができるものとする。
- ③ 農薬指導士である者が農薬取扱業務や農薬使用に係る指導業務を廃止したり、その業務に携わらなくなった場合又は(5)による認定の取り消しを受けた場合は、速やかに認定証を知事に返納しなければならない。

ウ 個人情報の保護

申請書等に記載された個人情報については、農薬指導士の認定及びその更新に係る目的にのみ利用し、本人の承諾なしに第三者への提供は行わないこととする。

(4) 農薬取扱者関係団体が認定した者の取扱い

知事は、農薬取扱者関係団体が主催する研修を修了し、その研修内容に即した試験に合格した農薬取扱者については、更新研修を受講させ、これを農薬指導士として認定することができる。

(5) 認定の取消し

- ア 知事は、農薬指導士が農薬取締法に違反した場合、その他農薬指導士としてふさわしくない行為があったと認めた場合においては、農薬指導士の認定を取り消す事ができるものとする。
- イ 知事は農薬指導士が第2の2の(1)のイの(イ)及び(ウ)の規定に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。

3 農薬指導士の勤務地の変更

- (1) 勤務地を変更した農薬指導士は、速やかに別記様式第5号により認定証を添えてその旨を知事に届け出て、認定証に勤務地の変更の記載を受けるものとする。ただし、都道府県が変わる場合は、変更後の勤務地を管轄する都道府県知事に届け出るものとする。
- (2) (1)の場合において、県外からの勤務地の変更届出を受けた場合、知事は、変更前の勤務地を所轄する都道府県知事に対し、その旨を通知するものとする。

4 農薬指導士に対する援助

知事は、農薬指導士に対して1の円滑な遂行を図るため、農薬の安全使用等に関する情報等の提供、助言、指導等その他の援助を行うものとする。

5 事業の推進体制

知事は、県の関係機関、関係団体等で農薬指導士認定事業推進会議を開催し、本事業の円滑な推進を図る。

第3 農薬指導士を設置している旨の店頭標示

農薬指導士を設置している農薬販売者又は防除業者等は農薬指導士を設置している旨を店頭に掲げる事が出来る。

第4 その他

本要領に定めるものの他、この事業に必要な事項は、農林水産部長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、昭和63年1月18日から施行する。

この要領は、平成元年11月1日から施行する。

この要領は、平成12年1月7日から施行する。

この要領は、平成13年5月15日から施行する。

この要領は、平成16年2月2日から施行する。

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

この要領は、平成17年7月25日から施行する。

この要領は、平成21年12月17日から施行する。

この要領は、平成22年6月7日から施行する。

この要領は、平成22年12月17日から施行する。

この要領は、平成24年11月2日から施行する。

この要領は、平成24年12月6日から施行する。

この要領は、平成28年3月15日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月26日から施行する。

この要領は、令和2年11月13日から施行する。

佐賀県農薬指導士養成研修受講申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日 年 月 日 (満 才)

佐賀県農薬指導士養成研修を受講したいので、関係書類を添えて申し込みます。

記

- 1 毒物劇物取扱責任者の資格 : 無 有
- 2 農薬指導士に準ずる資格 : 無 有 (資格の名称 :)
有の場合は認定書の写しを添付のこと
- 3 農薬販売業、防除業等の実務経験

| 勤務先名称 | 所在地 | 勤務期間 |
|-----------|-----|----------|
| | | 年 月～ 年 月 |
| | | 年 月～ 年 月 |
| (現在) | | 年 月～ 年 月 |
| 現在までの合計期間 | | 年 月～ 現 在 |

現在、上記のとおり勤務していることを証明します。

勤務先名称

勤務先住所

(電話番号)

代表者名

※ 申請に当たっては、下記の誓約を確認のうえ、□にレを記入すること。県では行政事務全般から暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

また、確認情報は貴殿と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

誓 約

私はこのたびの申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者ではありません。また、次の b から g までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

a) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

- b) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- c) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- d) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用して利用している者
- e) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- f) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- g) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用して利用している者

※申請書等に記載された個人情報については、農薬指導士の認定に係る目的にのみ利用し、本人の承諾なしに第三者への提供は行いません。

佐賀県農薬指導士更新研修受講申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

勤務先名称

勤務先住所
(電話番号)

自宅住所

(ふりがな)
氏 名

生年月日 年 月 日 (満 才)

下記のとおり、佐賀県農薬指導士更新研修を受講したいので、申請します。

記

1 受講日 年 月 日

2 現在保有する農薬指導士資格の認定期間

年 月 日 ~ 年 月 日まで

申請に当たっては、下記の誓約を確認のうえ、□にレを記入すること。県では行政事務全般から暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

また、確認情報は貴殿と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

誓 約

私はこのたびの申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者ではありません。また、次のbからgまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

- a) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- b) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- c) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- d) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- e) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- f) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- g) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

※申請書に記載された個人情報については、農薬指導士の認定に係る目的にのみ利用し、本人の承諾なしに第三者への提供は行いません。

佐賀県第 号

農薬指導士認定証

氏 名

住 所

生年月日 年 月 日

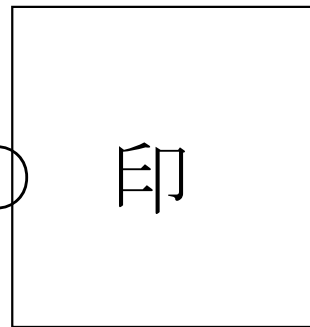
上記の者を佐賀県農薬指導士として認定する。
ただし、期間は〇年〇月〇日から〇年〇月〇日
までとする。

年 月 日

佐賀県知事

〇 〇 〇 〇

印



佐賀県農薬指導士認定証再交付願

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

氏 名

農薬指導士認定証を紛失したため、下記により再交付を申請します。
汚損

記

- 1 認定番号 佐賀県第 号
- 2 勤務先名称
- 3 勤務先住所
- 4 電話番号
- 5 再交付願の理由

※申請書に記載された個人情報については、農薬指導士の認定に係る目的にのみ利用し、本人の承諾なしに第三者への提供は行いません。

勤 務 地 の 変 更 届

年 月 日

佐賀県知事 様

自 宅 住 所

(ふ り が な)

氏 名

生 年 月 日

農薬指導士認定証の勤務地を下記のとおり変更したので届け出ます。

記

1 変更前の勤務地、勤務先名称

- ・ 勤務地（勤務先住所）
- ・ 勤務先名称

2 変更後の勤務地、勤務先名称および電話番号

- ・ 勤務地（勤務先住所）
- ・ 勤務先名称
- ・ 電話番号

※申請書等に記載された個人情報については、農薬指導士の認定に係る目的にのみ利用し、本人の承諾なしに第三者への提供は行いません。

別表 1

養成研修カリキュラム

| 科 目 | 時間数 | 研 修 内 容 要 点 |
|----------------------|------|---|
| 1. 植物防疫一般、農薬指導士の任務 | 0. 5 | ○植物防疫行政及び農薬行政に関する知識を理解させる。 ○農薬の安全対策における農薬指導士等の位置付け、農薬指導士等の果たすべき役割、遵守すべき事項等を理解させる。 |
| 2. 農薬一般 | 0. 5 | ○農薬の種類、特性、農業生産に果たす役割を理解させる。 |
| 3. 関係法令 | 1 | ○農薬取締法に基づき、農薬取扱者が遵守すべき事項、農薬の安全性確保に関する事項等を理解させる。 ○毒物及び劇物取締法に基づき、毒物又は劇物に指定された農薬の販売、保管管理等に関して遵守すべき事項を理解させる。 |
| 4. 病害虫、雑草防除等 | 1. 5 | ○農作物等を害する病害虫、雑草の種類及び防除方法並びに植物成長調整剤の使用方法等に関する知識を理解させる。 ○農薬散布技術、防除機等に関する知識を理解させる。 |
| 5. 農薬の安全性評価及び各種基準の設定 | 1 | ○農薬の安全性評価の方法に関する知識を理解させる。 ○農薬の残留基準等設定の趣旨及び設定方法に関する知識を理解させる。 ○農薬使用基準設定の趣旨及び設定方法に関する知識を理解させる。 |
| 6. 農薬の安全使用、危害防止対策等 | 1. 5 | ○散布作業者に対する安全性確保（使用上の注意事項の遵守等）に関する知識を理解させる。 ○農産物の安全性確保（農薬使用基準等の遵守）に関する知識を理解させる。 ○環境に対する安全性確保に関する知識を理解させる。 ○農薬の保管管理に関する知識を理解させる。 ○農薬散布保護装備（防除衣，保護マスク，保護メガネ等）に関する知識を理解させる。 |
| | 6 | |

別表 2

更新研修カリキュラム

| 科 目 | 時間数 | 研 修 内 容 要 点 |
|--------------------|------|--|
| 1. 関係法令の最近の情勢 | 1. 5 | ○農薬取締法や毒物及び劇物取締法等の関係法令の近年の情勢を理解させる。 |
| 2. 農薬の安全使用、危害防止対策等 | 1. 5 | ○散布作業者に対する安全性確保（使用上の注意事項の遵守等）に関する基礎的な知識を理解させる。 ○農産物の安全性確保（農薬の安全使用基準等の遵守）に関する基礎的な知識を理解させる。 ○環境に対する安全性確保に関する基礎的な知識を理解させる。 ○農薬の保管管理に関する基礎的な知識を理解させる。 ○農薬散布保護装備（防除衣，保護マスク，保護メガネ等）に関する基礎的な知識を理解させる。 |
| | 3 | |

別表3

認定試験の試験項目等

| 試験項目 | 判定基準 | 出題要領 | 出題数 | 配点 |
|--------------------|--|--|-----|----|
| 1. 植物防疫一般に関する事項 | ○植物防疫行政及び農薬行政に関する知識を有していること。 | ○植物防疫行政及び農薬行政に関する内容について五者択一形式等で出題する。 | 3 | 6 |
| 2. 農薬一般に関する事項 | ○農薬の種類、特性、農業生産に果たす役割等に関する知識を有していること。 | ○農薬の種類、特性、農業生産に果たす役割等に関する内容について五者択一形式等で出題する。 | 5 | 10 |
| 3. 関係法令に関する事項 | ○農薬取締法に基づき、農薬取扱者が遵守すべき事項、農薬の安全性確保に関する事項等に関する知識を有していること。 ○毒物及び劇物取締法に基づき、毒物又は劇物に指定された農薬の販売、保管管理等に関して遵守すべき事項等に関する知識を有していること。 | ○農薬取締法に基づき、農薬取扱者が遵守すべき事項、農薬の安全性確保に関する事項等に関する内容について五者択一形式等で出題する。 ○毒物及び劇物取締法に基づき、毒物又は劇物に指定された農薬の販売、保管管理等に関する事項について五者択一形式等で出題する。 | 7 | 14 |
| 4. 病害虫、雑草防除等に関する事項 | ○農作物等を害する病害虫、雑草の種類及び防除方法並びに植物成長調整剤の使用方法等に関する知識を有していること。 ○農薬散布技術、防除機等に関する知識を有していること。 | ○農作物等を害する病害虫、雑草の種類及び防除方法並びに植物成長調整剤の使用方法等に関する内容について五者択一形式等で出題する。 ○農薬散布技術、防除機等に関する内容について五者択一形式等で出題する。 | 9 | 18 |

| | | | | |
|---------------------------|---|---|----|-----|
| 5.農薬の安全性評価及び各種基準の設定に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ○農薬の安全性評価の方法に関する知識を有していること。 ○農薬の残留基準等設定の趣旨及び設定方法に関する知識を有していること。 ○農薬使用基準設定の趣旨及び設定方法に関する知識を有していること。 | <ul style="list-style-type: none"> ○農薬の安全性評価に関する内容について五者択一形式等で出題する。 ○農薬の残留基準等設置の趣旨及び設定方法に関する内容について五者択一形式等で出題する。 ○農薬使用基準設定の趣旨及び設定方法に関する内容について五者択一形式等で出題する。 | 9 | 18 |
| 6.農薬の安全使用、危害防止対策等に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ○散布作業者に対する安全性確保に関する知識を有していること。 ○農産物の安全性確保に関する知識を有していること。 ○環境に対する安全性確保に関する知識を有していること。 ○農薬の保管管理に関する知識を有していること。 ○農薬散布保護装備(防除衣、保護マスク、保護メガネ等)に関する知識を有していること。 | <ul style="list-style-type: none"> ○散布作業者に対する安全性確保に関する内容について五者択一形式等で出題する。 ○農産物の安全性確保に関する内容について五者択一形式等で出題する。 ○環境に対する安全性確保に関する内容について五者択一形式等で出題する。 ○農薬の保管管理に関する内容について五者択一形式等で出題する。 ○農薬散布保護装備(防除衣、保護マスク、保護メガネ等)に関する内容について五者択一形式等で出題する。 | 15 | 30 |
| 7.農薬指導士の任務に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ○農薬の安全対策における農薬指導士等の位置付け、農薬指導士等の果たす役割、遵守すべき事項等に関する知識を有していること。 | <ul style="list-style-type: none"> ○農薬の安全対策における農薬指導士等の位置付け、農薬指導士等の果たす役割、遵守すべき事項等に関する内容について五者択一形式等で出題する。 | 2 | 4 |
| 計 | | | 50 | 100 |